

平成30年11月26日

## 競争入札心得

入札参加業者各位 様

社会福祉法人 天寿会  
理事長 堂前文男

入札に際しましては、この心得に記載の事項を厳守して下さい。この心得の記載事項に違反した場合は、入札が無効となることがありますのでご承知して下さい。

- 1 入札参加者は、入札書を作成し封書の上、自己の氏名を表記し提出（入札箱に投入）しなければなりません。
- 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行ってはなりません。
- 3 入札参加者は、代理人を持って入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。
- 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 5 次の各号の何れかに該当する入札は無効とします。
  - 1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
  - 2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
  - 3) 入札書に記名押印がない入札
- 6 開札の結果、落札に至らない場合は、随意契約によることがあります。
- 7 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を落札者とします。但し、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とします。
- 8 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。
- 9 開札の結果、次の各号の何れかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としません。
  - 1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れのあるとき。
  - 2) その者と契約が締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。
- (2) 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- (3) 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としません。予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。
- 10 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。